

平成 31 年第 1 回津南町議会定例会会議録

( 3 月 15 日 )

招集告示年月日		平成 31 年 2 月 19 日		招集場所		津南町役場議場	
開会	平成 31 年 2 月 28 日午前 10 時 00 分			閉会	平成 31 年 3 月 15 日午後 1 時 46 分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半戸義昭	不応・欠	8 番	津端眞一	応・出	
	2 番	村山道明	応・出	9 番	大平謙一	応・出	
	3 番	石田タマエ	応・出	10 番	河田強一	応・出	
	4 番	風巻光明	応・出	11 番			
	5 番	筒井秀樹	応・出	12 番	吉野徹	応・出	
	6 番	栞原洋子	応・出	13 番	恩田稔	応・出	
	7 番	中山弘	応・出	14 番	草津進	応・出	
地方自治 法第 121 条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	高橋隆明	○	
	副町長	小野塚均	○	地域振興課長 農業委員会事務局長	村山詳吾	○	
	教育長	桑原正	○	建設課長	柳澤康義	○	
	農業委員長			教育委員会教育次長	上村栄一	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	会計管理者	板場康之	○	
	総務課長	根津和博	○	病院事務長	桑原次郎	○	
	福祉保健課長	高橋秀幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	高橋昌史	議会事務局班長	石沢和也		
会議録署名議員	5 番	筒井秀樹		12 番	吉野徹		

## 〔付議事件〕

(3月15日)

- |       |  |  |
|-------|--|--|
| 日程第1  | 議案第13号   | 財政調整基金の処分について                                    |
| 日程第2  | 議案第14号   | 津南町スポーツ振興基金の処分について                               |
| 日程第3  | 議案第15号<br>議案第16号<br>議案第17号<br>議案第18号<br>議案第19号<br>議案第20号<br>議案第21号<br>議案第22号 | 平成31年度津南町一般会計予算                                  |
| 日程第4  |  | 平成31年度津南町国民健康保険特別会計予算                            |
| 日程第5  |  | 平成31年度津南町後期高齢者医療特別会計予算                           |
| 日程第6  |  | 平成31年度津南町介護保険特別会計予算                              |
| 日程第7  |  | 平成31年度津南町簡易水道特別会計予算                              |
| 日程第8  |  | 平成31年度津南町下水道事業特別会計予算                             |
| 日程第9  |  | 平成31年度津南町農業集落排水事業特別会計予算                          |
| 日程第10 |  | 平成31年度津南町病院事業会計予算                                |
| 日程第11 |  | 陳情第2号  |
| 日程第12 | 発議案第1号   | 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について |
| 日程第13 | 陳情第3号  | 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情                 |
| 日程第14 | 陳情第4号  | 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書 |
| 日程第15 | 発議案第2号   | 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤の地位・待遇改善を求める意見書の提出について      |
| 日程第16 | 議員派遣について   |  |
| 日程第17 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について   |  |
| 日程第18 | 委員会の閉会中の継続調査及び審査について   |  |

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

本日の欠席届出者は、1番、半戸義昭議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午後1時00分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1

議案第13号 財政調整基金の処分について

### 日 程 第 2

議案第14号 津南町スポーツ振興基金の処分について

### 日 程 第 3

議案第15号 平成31年度津南町一般会計予算

### 日 程 第 4

議案第16号 平成31年度津南町国民健康保険特別会計予算

### 日 程 第 5

議案第17号 平成31年度津南町後期高齢者医療特別会計予算

### 日 程 第 6

議案第18号 平成31年度津南町介護保険特別会計予算

### 日 程 第 7

議案第19号 平成31年度津南町簡易水道特別会計予算

### 日 程 第 8

議案第20号 平成31年度津南町下水道事業特別会計予算

### 日 程 第 9

議案第21号 平成31年度津南町農業集落排水事業特別会計予算

## 日 程 第 10

### 議案第 22 号 平成 31 年度津南町病院事業会計予算

議長（草津 進）

議案第 13 号から議案第 22 号まで、一括議題といたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（草津 進）

議案第 13 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 13 号について採決いたします。

議案第 13 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 14 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 14 号について採決いたします。

議案第 14 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 15 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6 番、栗原洋子議員。

（6 番）栗原洋子

平成 31 年度一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

平成 31 年度一般会計に反対する大きな理由として、新年度の予算編成が 10 月からの消費税 10%への増税を前提とした予算組みであることです。町長は、「消費税が 10%に引き上げられる予定となっている。各種手数料、負担金、使用料などの見直し、身の丈に合った財政運営を行っていく。」と表明し、10 月からの 10%への増税はやむを得ないとしています。世論調査でも 10 月増税に反対が賛成を上回る状況であり、全国的に増税見送りという声が日に日に強くなっています。貧困と格差が更に広がる消費税増税をやむを得ないとし、消費税増税を見込めた予算の編成には反対です。身の丈に合ったというのであれば、町民に負担を課すのではなく、消費税増税反対の声を挙げ、町民にもっと寄り添った、町民のための予算とするべきです。

一般会計反対討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番、村山道明議員。

（2番）村山道明

平成31年度一般会計予算案について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成31年度一般会計予算案は、対前年度費1.29%減の64億1,400万円。財政調整基金の取り崩しを極力抑え、各事業の見直しを精査するなどし、農産物の継続振興、とりわけ農産物認証制度や土づくり事業補助の継続、子育て支援として医療費の助成、保育料の負担軽減、さらに、在宅介護手当の拡充や産後ケア助成など、引き続き行う内容であります。桑原新町長は、昨年6月就任以来、「希望と愛、参加できるまちづくり」を基本理念として町政に取り組んでまいりました。今何をすべきかを念頭に新年度予算を編成されたものと推察いたします。その重点施策としまして、DMO設立に向けた「津南未来会議」、新たな津南未来を切り開く町づくりの立ち上げ。また、県からの農業専門職員派遣をいただき、一層新たな農業政策を推進すること。一方、消防・防災対策を充実し、町民の安全・安心を確保する事業展開をすることなど。また、学校・保育・教育関係で、夏場の猛暑対策として各保育園と小中学校に冷房設備を整備し、環境改善を図ることとしております。病院事業については、新年度から整形外科医師が常勤化されることや病院運営審議会答申による病院改革にまい進する取組をする決意など、一層の医業収益の改善に期待できます。このことから、町長の基本理念の実現に向けた強い決意が感じられました。他方、当町の人口減少、少子高齢化、病院経営など課題が山積しております。町民が将来にわたって安心・安全に住み続けられるよう、人を守る取組を進め、災害に強い町づくりなど更なる推進を望みます。

最後に、今後も厳しい財政運営が予想されますが、財政確保には、国・県支出金など特定財源の確保に取り組み、健全な財政基盤の確立に努めていただきたいことを申し上げます。  
愈

議員各位の賢明な判断と賛同を強くお願い申し上げ、本案の賛成討論といたします。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第15号について採決いたします。

議案第15号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 16 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6 番、栞原洋子議員。

（6 番）栞原洋子

国民健康保険新年度予算に反対の立場で一言申し上げます。

昨日、総括質疑でも訴えたとおり、国民健康保険加入者の多くは所得の低い人がほとんどであります。そういうなか、全国知事会、市長会、町村会などは、国に財政支援を求め、2017 年、2018 年にも医療保険間の格差解消のために、臨時的な財政投入にとどまらず定率国庫負担を引き上げることを国に要求し続けています。町長は、国に対し声を挙げないのですか。新年度国民健康保険料の引上げを表明し、昨日、「町を守るためやむなく苦渋の決断だ。」と述べました。町民に負担を強いることで町を守ることなどできるのでしょうか。新年度国民健康保険料引上げには、住民代表の 1 人として反対であります。

以上です。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4 番、風巻光明議員。

（4 番）風巻光明

それでは、国民健康保険特別会計の賛成討論をさせていただきます。

国民健康保険の加入者は、数年前は 3,000 人を超過しておりましたが、年度ごとに減少し、来年度は 2,500 人を下回る予想であります。したがって、500 人以上減少しております。反面、歳出では、高齢化により医療費が増え、保険給付費が本年度 4,400 万円の増となっておりますので、本来であれば、保険料の大幅アップが必要な状態であります。また、平成 30 年度から国民健康保険は県単位の広域化となりましたが、県からは一般会計の繰出しを抑える、あるいは無くして、保険料徴収の範囲で運営することが強く求められています。そのようななか、保険料は、平成 27 年度から平成 30 年度まで 4 年間据え置いてまいりました。しかし、来年度は、県市町村の動向を考慮し見直しが必要とされておりますが、津南町では、以下の施策を講じ激変緩和を回避する予定となっております。一つは、国民健康保険料は、所得に応じ定められ徴収されることについては皆様承知していると思いますが、本年度 1 人当たり 7 万 8,600 円から平成 31 年度は 8 万円台となることが予定でございます。この額を県内で比較いたしますと、ここはちょっと強く言いたいのですが、津南町の国民健康保険加入者の所得は、県内一番高いわけです。それに対して保険料は、30 市町村の中でも 23 番目となっております。低く抑えられている原因は、平成 31 年度も一般会計から基金 700 万円と併せ 4,000 万円を繰入れするからであります。一般会計から赤字繰入れをするのは、県内は、数年前は 10 市町村ありました。ところが、平成 29 年、昨年ですけれども、大幅に減少し 3 市町村のみとなりました。本年、平成 30 年は、赤字補填をするのは津南町だけ、1 町だけとなっております。以上のことから、前町長から引き

継いだ「どこよりもやさしい町」として町民の生活に十分配慮した福祉保健課の洞察力和  
予算執行は、大いに評価されるものと考えます。

したがいまして、平成 31 年度本予算案に賛成いたします。皆様の賛同をお願いいたしま  
す。

以上です。

議長（草津 進）

次に、原案に反対の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 16 号について採決いたします。

議案第 16 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 10 名、起立 1 名）—

賛成多数です。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 17 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 17 号について採決いたします。

議案第 17 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 18 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 18 号について採決いたします。

議案第 18 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 19 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 19 号について採決いたします。

議案第 19 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

議案第 20 号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 20 号について採決いたします。

議案第 20 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —  
全員賛成です。よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 21 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 21 号について採決いたします。

議案第 21 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —  
全員賛成です。よって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

議長 (草津 進)

議案第 22 号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

— (討論者なし) —

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

4 番、風巻光明議員。

(4 番) 風巻光明

津南病院事業会計予算の賛成討論を行わせていただきます。

津南病院の経営改善に対する答申が出されてから 1 年が経過いたしました。本年は、一般入院病床の稼働に見合ったベッド数の改善、また、院外薬局の導入や訪問看護、通所リハビリの拡充など、答申に沿った施策が着実に実行に移されました。さて、来年度予算の医業収益は、医薬品が外来収益から外され 3 億 7,700 万円の減、また、一般会計からの補助金も今のところ 2,500 万円減とし、合計で 13 億 4,700 万円の厳しい予算となりました。支出の詳細を見ると、給与費 1,700 万円の減、手当 800 万円の減、給与全体で 3,900 万円の減としているほか、院外薬局の展開のため薬品費 3 億 7,000 万円の減、委託料を 200 万円減とするなど、損益改善に取り組む姿勢が表れております。来年度の重点施策として、念願であった整形外科の常勤医の確保、診療日の見直し削減、通所リハビリ収益の倍増、7 月頃から導入計画の地域包括ケア病床、訪問医療収益の増など随所に改善対策が盛り込まれて、大きく評価できるものであります。また、院外薬局の効果については未定であります。必ず良い方向に進むと推測されます。長期的には、現在休床となっている 3 階の介護と医療の狭間で困っている人を受け入れる介護医療院の展開について着実に調査研究を重ね、実現に向けて取り組まれておりますし、期待するところであります。来月から平成 31 年度予算が新たにスタートするわけですが、今も医師、看護師、事務部門が一丸となって赤字を減額すべく医療報酬の点数の上積みなど積極的に取り組む姿勢がうかがえ、私たちにもひしひしと伝わってまいります。引き続き院長のリーダーシップのもと、病院に勤務する人たち全員が損益意識を持って行動し、津南病院と地域間の連携、自立した津南病院を確立し、この難局を打破できるよう、なお一層取り組まれることを期待いたします。

て、本病院事業会計予算に賛成といたします。議員の皆様のご賛同をお願いします。  
壇上では以上です。

議長（草津 進）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。 —（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 22 号について採決いたします。

議案第 22 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 11

### 陳情第 2 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

議長（草津 進）

陳情第 2 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（大平謙一）

『「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書』について、委員会での審議内容を説明いたします。

陳情の要旨から読ませていただきます。「アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えてきましたが、労働者の最低賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が押し進められ、非正規雇用労働者が全労働者の 4 割に達し、労働者の 4 人に 1 人が年収 200 万円以下というワーキング・プアに陥っています。最低賃金で不安定な仕事しか就けず、自立できない人が増え、厚生労働省によれば、2017 年の婚姻率は 0.49%（推定値）、2016 年の出生率も 1.44%とどちらも 0.01%落ち込み、少子高齢化が更に進み、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害する“貧困の連鎖”も深刻な社会問題になっています。2018 年の改定による地域別最低賃金は、最も高い東京で自給 985 円、新潟県では 803 円、最も低い地方は 761 円です。毎日フルタイムで働いても月 11 万円から 14 万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”ができません。しかも、時間額で 224 円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる原因になっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引上げが必要です。」

最低賃金の引上げが必要なことは、誰もが思っております。実際には中小零細業者は、賃金上昇は経営を圧迫することも分かっております。国が最低賃金に言及することは、法の下での平等を守るため以外の何ものでもありません。

慎重に審議をし、賛成多数で採択いたしました。議員の皆様のご賛同をお願いします。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第2号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第2号について採決いたします。

陳情第2号に対する委員長報告は採択です。陳情第2号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立8名、非起立3名）—

賛成多数です。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

## 日 程 第 12

### 発議案第1号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、大平謙一議員。

（9番）大平謙一

「地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出に向け、委員会では慎重審議をした結果、提出する事に決定いたしました。理由は、先ほど述べたのと同じです。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

討論を終結いたします。

発議案第1号について採決いたします。

発議案第1号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立8名、非起立3名）—

賛成多数です。よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 13

### 陳情第3号 長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情

議長（草津 進）

陳情第3号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（大平謙一）

「長時間労働もハラスメントもない人間らしい働き方の実現を求める陳情」の審議の内容を説明いたします。陳情の内容が津南に合わないところが多数あり、反対多数で不採択となりました。

以上です。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

お伺いいたします。今、「津南町で非常に合わない部分が多数あり」とおっしゃいましたが、具体的にどのような項目があったのか、お知らせいただきたいと思います。

議長（草津 進）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（大平謙一）

この陳情の中で高度プロフェッショナル制度というのが主な反対の内容の陳情のように、津南では、そういう高度プロフェッショナルという方が余りいないということが一番の原因です。それと、過労死ラインと言われる、これもそれほどの残業が多いというのも津南には余りないのではないかということ。それと、ある程度の残業というのも賃金から言って必要だという意見がありました。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

陳情第3号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第3号について採決いたします。

陳情第3号に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第3号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立2名、非起立9名）—

賛成少数です。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

## 日 程 第 14

### 陳情第4号 「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」提出を要請する陳情書

議長（草津 進）

陳情第4号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（風巻光明）

陳情第4号についてよろしくお願ひいたします。本年2月6日、新潟県公務公共一般労働組合執行委員長坂井雅博様より『「会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書」の提出を要請する陳情書』を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。陳情の趣旨は、2017年5月に会計年度任用職員制度の導入を柱とする地方公務員法並びに地方自治法が改正され、来年4月から施行されます。地方自治体では、臨時・非常勤職員は全国で65万人を超え、こういう方々なしでは、今や行政サービスは成り立たないと言っても過言ではありません。民間企業で働く非正規労働者は、労働契約法により昨年4月から無期雇用への転換請求が始まりました。しかし、公務で働く臨時職員等には本法は適用されず、いつまでも非正規、いつでも雇止めができる不安定な状態に置かれております。津南町議会において自治体で働く臨時・非常勤職員の身分の安定、地位向上を図っていただきたく、その財源確保のため国において十分な財政措置を講じるよう意見書の提出をお願いしたい、これが陳情の趣旨でございます。陳情内容は4項でありますけれども、全部読むと長くなりますので、1番だけ読みます。「臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること」ということです。ほかは、配布されている資料のとおりでございます。

次に、委員会の審査であります。3月5日に当委員会において行いました。委員会の意見は、「パート労働法は、会計年度任用職員に反映されていなく不明瞭であるが、財源確保を国に求めるのであれば賛成である。」。二つ目は、「家庭の都合等で臨時を希望している人もいる。労働条件に縛りが出てくるので、意見書の内容を見直してはどうか。」ということがあります。三つ目に、「臨時職員の待遇改善は必要である。働く人は、多種多様の考え方で働いている。それを考慮したうえで決める必要がある。」。四つ目は、「待遇改善は良いが、長く働け、正規職員になるための財源確保ができれば賛成である。」というような意見が出ました。審議し、採決を行いました。その結果、総文福祉常任委員会では、全員賛成で採択といたしました。議員各位の賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

陳情第4号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

陳情第4号について採決いたします。

陳情第4号に対する委員長報告は採択です。陳情第4号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

## 日 程 第 15

### 発議案第2号 会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書の提出について

議長（草津 進）

発議案第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、風巻光明議員。

（4番）風巻光明

それでは、陳情に御賛同いただきありがとうございました。発議案第2号について御審議いただきます。内容については、基本的には陳情の内容と同じでございますが、意見書の中では、会計年度任用職員に具体的な職名が記入されてございます。例えば、「職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり」というような具体的な職種が入っているのが意見書の内容でございます。そこで、「非正規労働者の格差是正を求める『同一労働同一賃金』に関する法整備の動向を踏まえ、パート労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法改正を行うこと。」というのが、陳情書では陳情の3項に記載されておりますけれども、ここの3項を削除して提出したいと考えております。理由につきましては、委員会ではいろいろ協議しましたが、当委員会に出ましたように働く人は多種多様な働き方を求めています。パート労働者には、それぞれ理由があって選択しているケースも多く、労働者の意向も考慮したパート労働法第8条及び9条の見直しをしてからでいいのではないかとということで、この3項を削除した意見書の内容になっております。ということで、この意見書に対して議員の皆様のお賛同をお願いいたします。

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第2号について採決いたします。

発議案第2号について、原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—  
全員賛成です。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 16 議員派遣の件について

議長（草津 進）

議員派遣の件についてを議案といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにしたい  
と思います。これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣  
することに決定いたしました。

## 日 程 第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

議会運営委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布のとおり閉会中の調  
査・審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。  
—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしま  
した。

## 日 程 第 18 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（草津 進）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

総文福祉常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について会議規則第75条の  
規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査・審査の申出があり  
ました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに御異議ありません

か。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（草津 進）

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

このたびの平成31年3月定例会の閉会に当たり御挨拶申し上げます。

平成31年度一般会計・特別会計予算はじめ、それぞれ重要な案件を慎重審議いただき、可決・承認いただきましたことに感謝を申し上げ、深く敬意を表します。議員の皆様から出されました多くの御提言をしっかりと受け止め、新しい元号のもと、心新たに町の発展、堅持、護持のために職員一丸となって精進してまいる所存です。今後とも議員の皆様から御指導よろしくお願い申し上げます。

閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。大変お疲れ様でした。

議長（草津 進）

これにて、平成31年第1回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後1時46分）—